

群馬県動物愛護指導施設（仮称アニマルプラザ）建設事業に係る事業認定理由について

- 第 1 起業者の名称 群馬県
- 第 2 事業の種類 群馬県動物愛護指導施設（仮称アニマルプラザ）建設事業
- 第 3 起業地
- 1 収用の部分 群馬県沼田市佐山町字天正寺平及び宇原戸並びに中発知町字宇原戸地内
- 2 使用の部分 なし
- 第 4 事業の認定をした理由
- 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
- 1 法第20条第1号の要件への適合性

の要件を充足するとの判断される。適合性
2 法第20条第2号の要件への適合性
群馬県は、「動物の愛護及び管理に関する
法律」(昭和48年法律第105号。以下「動物
愛護法」という。)に基づき制定された「群
馬県動物の愛護及び管理に関する条例」(昭
和63年群馬県条例第30号。以下「動物愛
護条例」という。)第3条第1項の規定によ
り、普
動物の適正な飼養又は保護の啓発その他
及、啓発その他必要なること認められ
め、施行する権能を有する事業は、法第
施行した要件を充足するとの判断される。適合性
3 法第20条第3号の要件への適合性
(1) 得られる公共の利益

群馬県動物愛護指導施設（仮称アニマルプラザ）（以下「アニマルプラザ」という。）は、総合的な動物愛護指導行政を推進する基幹施設として設置するものである。群馬県では、動物愛護法に基づき動物愛護条例を制定し、群馬県内11箇所保健所に動物の愛護及び管理行政を行ってきおたところである。しかしながら、犬及び猫等のペット動物（以下「ペット動物」という。）の飼養頭数の増加に伴い、ペット動物の人への迷惑及び危害事例並びに動物虐待等の問題が多発している状況にある。平成13年度の調査によると、群馬県における犬の登録頭数は150,016頭で、10年前の約1.26倍（30,646頭増）となっていることが確認されている。一方、群馬県内にお

けるペット動物への虐待、不適切な飼養及び
び保管等に關する苦情は15,115件で、10年
前の約1.21倍(2,658件増)となっており、
また、犬による咬傷事故は96件発生し、97
人が被害を受けており、さらに、飼い主不
明の収容犬並びに飼い主が飼育不能のため
に引き取った犬及び猫の処分頭数は8,519
頭(犬5,461頭、猫3,058頭)に達している
ことが確認されている。
また、ペット動物は、少子化、高齢化の
ような社会構造の変化を背景に人と動物との
関係、愛玩動物か伴侣動物として、
その社会的役割が変化する。特に、
動物とふれあうことの機づけたって、
動物の機能回復、精神的自信の回復、疎外
感や孤独の解消等に役立つことが注目され

お（期待中心に動的ア的ペこば評環、
に（期中者にイ果るる及響くが、
野療がを育びテ効いすに影づる
分治）層飼並ンて与等境基あ
のび。年齢物供ラいし寄環境環にで
等及う。年動提ボお発に環は等業
療動い若、報社に多等生活業）事
医活と、発情福祉在決生事号の
びる」。と啓び在ラ現解る件81号外
及せーる。の及介プ、のよ本第象
社さピあす想導物ルら題に、律対
福在ラに成思指動マか問。業は法施
、介セ況完護養びニとるる。事て年実
健をル状が愛飼及アこ係れ件い9の
保物まる業物正動がるにら本つ成価
、動ニい事動適活等れ物め、に平評
ど、アて件るる護成わ動認お響（響
なて「れ本すす愛育行トがな影法影
るい下さと対物のにツとす価境

起本に事こすはれられ(2)起動れ
業件つ業とる軽しるれ失起業植しる
者が業て起工とでが共。わ業者が及が益
が業て起工とでが共。わ業者が及が益
工完任意地にかる。の保びっは
事成意地にかる。の保びっは
期後の検周低、認め本は、利益
間の検周低、認め本は、利益
中犬討辺騒生め件相よる特は事ある
ののをに音活ら事相よる特は事ある
騒鳴行は型環れ業の程と、起業地内は、き
音きった民の境る。施行存する。失わ
及声た家建等。施度存する。失わ
び等とが設に及にする。失わ
振にこ存機及にする。失わ
動よる。在械ぼよりと。失わ
並る、しをすり。失わ
び騒本な使影得認め
に音件い用響らめ
は、きわ

え、業び交通が地理的
いすがた事及交用合補合
は要2る、線、利て候総合
とをのいから、号め、各を最
計移3つと道27た水断、等
画転分てか27た水断、等
計移3つと道27た水断、等
な、約なこ市い、にか条請
的はのとる田てと、的的申
理て地地な沼れこ合この本
合い補斜と、離る総い経、
てつ候傾要と、300mあらな
断に該む必こ300mあらな
判、を成な約300mあらな
に、地造とらやことは、技
的またし地造とらやことは、
合。が傾模割停性な計画的
総い。が傾模割停性な計画的
らな物部大費バ利でのをに的
て以上

る だ け 早 期 に こ れ ら の 問 題 の 解 決 等 を 図 る
必 要 ま た 、 群 馬 県 総
合 計 お い の 思 い な が と 早 と か 高 及 び 収 用 又 は 使 用 の 別 の 合
の へ れ す 元 以 上 必 業 地 の 範 囲 に 係 る 起 業 地 の 範 囲 は 、 本 件 事
ふ 備 地 以 上 必 業 地 の 範 囲 及 び 収 用 又 は 使 用 の 別 の 合
す 起 業 地 の 範 囲 及 び 収 用 又 は 使 用 の 別 の 合
理 性 本 件 事 業 計 画 に 必 要 な 範 囲 で あ る と 認 め ら
業 の 事 業 計 画 に 必 要 な 範 囲 で あ る と 認 め ら
れ る 。

(2)

また、収用の範囲は、すべて本件事業の
用に恒久的に供されるものであることから、
収用又は使用の範囲の別にしても合理的
であるとして認められる。また、土地を収用する
公益上の必要があるとして認められるため、法第
20条第4号の要件を充足すると判断される。
5 結論
以上のとおり、本件事業は、法第20条各号
の要件をすべて充足すると判断される。よる
第5 土地収用法第26条の2第2項の規定による
図面の縦覧場所 群馬県沼田市役所健康課